# 井戸設置に伴う事務フローチャート

**事前協議**

地下水採取予定者が、市と協議を行う前までに下記事項について理解しているか確認する。

●市との協議は井戸設置工事の概ね30日前までか
●地下水保全条例及び施行規則について理解しているか
●行政区域境付近に井戸を設置する場合、隣接町村との協議は済んでいるか
●周辺に水道水源がある場合または市街地に井戸を設置する場合、水道担当課との事前協議は済んでいるか
●土地の利用形態に応じて、関係各課の協議が済んでいるか

↓

**井戸設置許可申請**

地下水採取予定者は、上記事項を確認したうえで市担当課と井戸設置に関する協議を行い、井戸設置許可申請書（様式第１号）に要項で示した必要書面及び下記書類を添付して正副２部提出（副本は事業者控え）（副本コピー可）

●井戸概要書　●位置図及び平面図　●公図の写し（設置箇所を明示）
●事業計画書　●土地登記簿謄本（正本原本、副本コピー可）
●量水計の種類が分かるもの（カタログのコピー等）　●給排水系統図（含　量水計の位置）
●揚水機の概要（カタログ・性能曲線図・ポンプ概要）
※水位計の種類が分かるもの（カタログのコピー等）
※土地所有者の同意書（申請人が同一の場合、必要なし）
※周辺に井戸がある場合は、その場所を示す位置図等（半径300mが分かるもの）
※近接井戸所有者の同意書（同意が取れない場合は対応経緯書及び理由書）

↓

**関係各課回覧**

市担当課は申請に伴い、関係各課に書類を回覧。掘削工事以前に周知することで関係各課から事前に指示・注意事項等の助言及び参考意見を入手する。
※申請内容によっては環境審議会に意見を求める場合がある。

↓

**井戸設置許可通知**

市担当課は試験結果等を検査した結果、申請内容に不備がない場合、井戸設置許可を通知する。

↓

**工事着工**

地下水採取予定者は、市担当課からの掘削工事開始承認に伴い、工事に着手する。

↓

**工事完成**

地下水採取予定者は工事完成に伴い、井戸設置許可申請の必須条件となる井戸完成図書に必要な下記試験等を実施する。
（さく井柱状図・揚水試験結果・水質試験結果・工事写真・用途別使用量・量水器の種類、形式）

↓

**井戸完成届**

地下水採取予定者は、井戸完成届を提出する。
井戸完成図書（●柱状図　●揚水試験の結果　●水質試験結果　●工事写真　●揚水ポンプの概要　●その他必要書類）
●使用計画（用途別使用量・量水器の種類、形式

↓

**工事完了検査**

市担当課は申請内容について関係各課と協議する等、完了検査を実施する。

↓

**覚書・協定書締結**

地下水採取予定者は、井戸設置許可通知に基づき、市と覚書また条件によっては協定を締結する。

↓

**井戸使用状況報告**

地下水保全条例第８条の規定に基づき、協定を締結した地下水採取者は月に一度、市担当課に井戸使用状況届を提出する。